

# 登記・供託オンライン申請システム

## 供託かんたん申請

地代・家賃の弁済についてオンラインで  
供託申請をする場合

### -目次-

・ 供託かんたん申請って??	P1
・ 申請者情報を登録する(初めて利用する場合)	P3~
・ 供託を申請する(初回の場合)	P5~
・ 電子納付の方法	P13
・ 供託申請を補正する	P14
・ 供託申請を取り下げる	P15~
・ 2回目以降に継続的に供託申請をする	P18
・ 申請に困ったら...	P20

## 供託かんたん申請って??

初めての方でも簡単にご利用いただけるオンラインによる供託申請の方法です。専用ソフトのダウンロードや環境設定が不要であり、インターネットに接続できるパソコンがあれば、すぐに利用できます。

ただし、電子署名や添付ファイルを付することができないため、供託物の払渡請求の申請等、お客様の手続になじまない場合がございます。その場合には、[申請用総合ソフト（法務省のHPより無料でダウンロードができます。）](#)を御利用ください。

## 平日の8時30分～21時まで申請できます

登記・供託オンライン申請システムの利用時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から21時まで（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）です。

法務局の平日の窓口業務終了以降の時間帯についても、ご利用いただくことが可能ですが、申請書情報が17時15分以降に同システムに到達した場合には、供託所での受付日は翌業務日となりますので、ご注意ください。

## 供託金の納付方法は??

供託金の納付方法は、電子納付となります。電子納付は、ペイジー（「Pay-easy」）対応のインターネットバンキングまたはATMを使用して行います。

## 申請で取得できるのは書面の正本です

供託かんたん申請では、書面の供託書正本が発行されます。

申請書情報の作成の際に、書面の供託書正本の受領方法について、窓口交付又は送付のどちらかを選択してください。

なお、送付を請求される場合は、供託所宛てに、供託者の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼付した返信用封筒を到達通知とともに送付してください。

## 添付書類等は送付又は窓口を持参してください

供託かんたん申請による申請で、委任状、資格証明書等を別に送付して提出する場合には、申請書様式の「送付する添付書面あり」欄にチェックした上で、申請書情報が供託所に到達した日から5日以内（土・日等の休日も含まれます。）に供託所に送付又は持参してください。

なお、申請人が、登記のある会社・法人の代表者・支配人等の場合は、会社代表者の資格証明書の送付は不要ですが、**官庁に認可された団体等であれば、主務官庁から発行された資格証明書が必要になります。**

## かんたん申請を使って払渡請求を行うことはできません

供託物の払渡請求は、電子署名を付すことが必要であるため、かんたん申請で行うことはできません。申請用総合ソフトをご利用ください。

なお、申請用総合ソフトを使って、会社・法人が供託申請をする場合、商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書を送信すれば、印鑑証明書を省略することができます。

## その他、かんたん申請では行えない申請

- ・ 供託者または被供託者が複数の場合。

これらの申請の場合には、申請用総合ソフトが必要となります。

# 1 申請者情報を登録する（初めて利用する場合）

「供託かんたん申請」を初めて利用する際には、「登記・供託オンライン申請システム」ホームページにおいて、申請者情報の登録が必要となります。

※既に登録済みの方は不要です。

登記・供託オンライン申請システム  
登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア)(操作手引書) オンライン申請ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ サイトマップ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

処理状況照会

申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。

商号調査

既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

申請用総合ソフト

登記申請や印鑑証明書の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

これからご利用を開始する方

初めてご利用になる方へ

申請者情報登録

※ 登記・供託オンライン申請システムをご利用いただくためには、申請者情報の登録が必要です。

「登記・供託オンラインシステム」のトップページ (URL:https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/) へアクセスし、「申請者情報登録」をクリックします。

## 利用規約

使用許諾情報

ご利用前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての事項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされます。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

### 使用許諾書

#### 第1条（目的）

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の利用者との間の本システムに関する使用許諾書等について、必要な事項を定めることと目的とします。

#### 第2条（定義）

本使用許諾書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 「本システム」とは、法務省が提供する不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する申請等の手続をオンラインにより処理するシステムをいいます。
- 「登記申請等」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続を行うことをいいます。
  - 不動産登記法（平成16年法律第123号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による登記の申請
  - 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号、以下「不動産登記規則」という。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記法第23条第1項に規定する申請
  - 不動産登記規則に規定する電子情報処理組織を使用する方法による供託取扱い情報に関する登録の請求

#### 第13条（準拠法及び管轄）

- 本使用許諾には、日本法が適用されるものとします。
- 本使用許諾に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第14条（協議）

本使用許諾に定めのない事項その他使用許諾の条項に疑義を生じたときは、法務省とシステム使用者が協議の上、円滑に解決を図るものとします。

#### 附則

本使用許諾は、平成23年1月17日から、施行します。

(改正)

- 平成23年4月1日改正
- 平成23年8月15日改正
- 平成23年12月9日改正
- 平成25年3月29日改正
- 平成28年3月22日改正
- 平成29年2月23日改正

このページのトップに戻る

同意する

同意しない

利用規約をご確認の上、画面下の「同意する」をクリックします。

▼登録する申請者情報を入力してください。  
※1年間ご利用（ログイン）のない申請者IDは無効となります。

申請者ID【必須】	<半角英数字11文字以内（大文字小文字区別）>
パスワード【必須】	<8文字以上20文字以内，半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ▼確認のため，もう一度コピーせず直接入力してください。 <8文字以上20文字以内，半角英数字及び記号混在必須（大文字小文字区別）> ※パスワードに設定できる記号は <a href="#">こちら</a> を参照。 ※パスワードは1文字以上20文字以内で，半角英数字及び記号に決めた上，入力してください。
氏名【必須】	▲（全角20文字以内スペース不可）
氏名（フリガナ）【必須】	▲（全角カタカナ20文字以内スペース不可）
郵便番号【必須】	〒 - 半角数字
住所【必須】	▲（全角80文字以内） （例）東京都千代田区大手町1-1-1
住所（フリガナ）	▲（全角カタカナ150文字以内） （例）トウキョウトチヨダクオオデマチ1-1-1
職業	民法書士
連絡先・電話番号【必須】	半角20文字以内 （例）12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
連絡先・FAX番号	半角20文字以内 （例）12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
メールアドレス【必須】	<半角100文字以内> ▼確認のため，もう一度コピーせず直接入力してください。 <半角100文字以内> ※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してください。
メールの受信内容選択	▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。 受信するメールをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます。） <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問（キーワード）【必須】	思い出の場所は？ パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
答え（キーワード）【必須】	（全角40文字以内） パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

確認（次へ） 中止（トップページへ）

申請者情報入力を入力します。

以下の必須項目は必ず入力してください。

- ・申請者ID：半角英数字で11文字以内
- ・パスワード：8文字以上20文字以内の半角英数字及び記号の組合せ
- ・氏名・住所：20文字以内の全角文字
- ・氏名・住所（フリガナ）：20文字以内の全角カタカナ
- ・郵便番号、連絡先・電話番号及び連絡先・FAX番号：半角数字
- ・メールアドレス：携帯電話のメールアドレスも可
- ・質問（キーワード）と答え（キーワード）：パスワードを忘れたときに使用します。

なお、入力に誤りがあると黄色でエラーが表示されます。

必要事項を記入の上、「確認（次へ）」をクリックし、申請内容を確認し登録完了 4  
です。

## 2 供託を申請する（初回の場合）

供託を申請する場合には、以下の手順により、申請者情報を作成し、供託所（法務局）へ送信します。

2回目以降の申請には、前回入力したものを再利用することができます（17ページ以下を参照）。

### 登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 大 **中** 小

#### 登記ねっと 供託ねっと

<a href="#">トップページ</a>	<a href="#">登記・供託オンライン申請システムとは</a>	<a href="#">登記ねっと</a>	<a href="#">供託ねっと</a>	<a href="#">ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)</a>	<a href="#">オンライン申請 ご利用上の注意</a>	<a href="#">FAQ お問い合わせ</a>	<a href="#">サイトマップ</a>
------------------------	------------------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	------------------------

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで [運転状況](#)

#### 各種サービス

##### かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

##### 供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

##### 処理状況照会

申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。

##### 商号調査

既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。

##### 申請用総合ソフト

登記申請や印鑑証明書の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

「登記・供託オンライン申請システム」トップページの「供託かんたん申請」をクリックします。

### ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

[ログイン](#) [戻る\(トップページへ\)](#)

[▶ パスワードをお忘れの場合](#) [▶ 申請者IDをお持ちでない場合](#)

初めてご利用の方は、画面上の「ヘルプ」をご確認ください。

※登記情報検索サービスを調用に使用すること等によって、登記・供託オンライン申請システムの調用に支障を及ぼす又はそのおそれがあると認められた場合には、本サービスの使用を中断することがあります。

申請者ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

## 供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

「[供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】](#)」をクリックします。  
 ※申請の内容によっては、別な書式を選択する場合があります。



### Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）給与債権執行

供託所の表示		供託所選択
供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	<input type="text"/>
	氏名又は法人名	<input type="text"/>
	代表者（資格・氏名） 又は	<input type="text"/>

「[供託所選択](#)」をクリックします。

## 供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

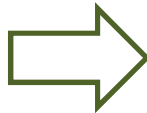
**都道府県選択**

北海道地方  
北海道

東北地方  
 ▶宮城 ▶福島 ▶山形 ▶岩手 ▶秋田 ▶青森

関東甲信越地方  
 ▶東京 ▶神奈川 ▶埼玉 ▶千葉 ▶茨城 ▶栃木 ▶群馬 ▶静岡 ▶山梨 ▶長野 ▶新潟

中部地方  
 ▶愛知 ▶三重 ▶岐阜 ▶福井 ▶石川 ▶富山



**供託所選択**

▶ 供託所の詳細はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
4300	札幌法務局
4301	札幌法務局岩見沢支局
4500	旭川地方法務局
4501	旭川地方法務局名寄支局
4502	旭川地方法務局留萌支局
4503	旭川地方法務局稚内支局

申請先の供託所(法務局)を選択します。ここでは、「北海道」→「旭川地方法務局」をクリックします。  
 ※地代家賃の支払場所により管轄が定まります。管轄がご不明な場合は、お問い合わせください。

### 供託書(金銭供託)地代家賃弁済

供託所の表示		旭川地方法務局 <span style="float: right;">供託所選択</span>	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地 <b>①</b>	北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号	
	氏名又は法人名	法務太郎	
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地 <b>③</b>		
	氏名又は法人名		
<b>④</b>	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	<b>⑤-1</b> 会社法人等番号(供託者) _____ - _____ - _____ <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
<b>⑤-2</b>	会社法人等番号(代理人) _____ - _____ - _____ <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>		<b>⑤-2</b>
<b>④</b> 法令条項 <input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年3月31日以前である。 <input type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年4月1日以降である (「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。) 民法第494条			

- ① 供託者が法人の場合、供託者の本店・会社名を登記事項証明書どおりに入力します。供託者が個人の場合、住民票上の住所と氏名を入力します。  
 ※登録した申請者情報の内容が自動表示されますので、必要に応じて修正を行ってください。
- ② 供託者が法人の場合、代表者の資格と氏名を入力します。  
 (例) 代表者 代表取締役 旭川一郎 ※ 供託者が個人の場合、入力は不要です。  
 供託者が代理人の場合、代理人の住所、氏名を入力します。  
 (例) 代理人 弁護士 法務太郎
- ③ 相手方(大家等)となる方の住所と名前を入力します。  
 相手方が法人の場合、住所と法人名のみ入力します(代表取締役等は不要です)。
- ④ 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が  
 2020年3月31日以前の場合、上にチェックを入れる。  
 2020年4月1日以降の場合、下にチェックを入れる。
- ⑤-1 会社法人等番号を入力します。
- ⑤-2 支配人その他の登記のある代理人を②に入力した場合にその会社法人等番号を入力します。  
 ※供託するのが個人の場合、⑤は不要です。



供託の原因 事項	⑥	賃借の目的物	<input type="text"/>
	⑦	賃料	<input type="text"/> 円
	⑧	支払日	<input type="text"/>
	⑨	支払場所	<input type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( <input type="text"/> )
	⑩	供託する賃料	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分
	⑪	供託の事由	<input type="radio"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提供したが受領を拒否された。 <input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。
		備考	<input type="text"/>

- ⑥ 賃借の目的物を入力します。目的物の特定のため、具体的に入力してください。  
(例) 北海道旭川市宮前1条3丁目〇番〇 宅地100.30平方メートル  
北海道旭川市宮前1条3丁目〇番地〇 〇〇マンション △△号室  
**※土地、建物の一部の場合には、その部分が特定できるように入力します。**
- ⑦ 賃料を入力します。  
月ごとに支払う場合、「月〇〇万円」となります。  
年ごとに支払う場合、「年〇〇万円」となります。
- ⑧ 支払期日を入力します。  
(例) 毎月末日、毎月25日まで  
**※債務が発生していないときは供託することはできません。**  
**例えば、4月分を2月に供託することはできません。**
- ⑨ 契約で定めた支払場所を入力します。  
特段支払場所を定めていない場合は、被供託者住所が支払場所になります。
- ⑩ 供託する賃料が何月分なのかを入力します。  
**※例えば、翌月分の賃料を前払いする契約の場合は、備考欄に「賃料は翌月前払いである。」と入力します。**

備考	<input type="text" value="賃料は翌月前払いである。"/>
----	-------------------------------------------

- ⑪ 供託の事由を入力します。  
受領拒否の場合 一番上にチェックをつけて現実の提供をおこなった日を入力する。  
それ以外の場合 枠内に受領不能や債権者不確知の理由を入力した後該当箇所にチェックをつける。  
(例) 「賃料の増額請求があり、あらかじめ賃料の受領を拒否され目下係争中」と入力し、  
「受領しないことが明らかである」にチェックを入れる。  
(例) 「賃貸人が死亡し、その相続人の氏名・住所が不明」と入力し、  
「債権者を確知できない」にチェックを入れる。

⑫

供託金額	<input type="text"/>	円
------	----------------------	---

⑫ 供託金額（全角）を入力します。

⑬

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	<input type="text"/>	▼
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text"/>	▼

⑬ 「供託により消滅すべき質権又は抵当権」がある場合や「反対給付」がある場合、チェックをつけ内容を入力する。

⑭

<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり
-------------------------------------

⑮

<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。	会社法人等番号・複数入力用
<p>複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 （複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。） ※入力方法 半角12桁で入力し、'-'（ハイフン）は入れないでください。 （記載例）123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。</p>	<input type="text"/>

⑯

<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。	
<input checked="" type="checkbox"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。	
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。	
備考	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	法務太郎
連絡先電話番号	■■■■■■■■■■

次へ

戻る（供託申請メニュー）

⑭ 「送付する添付書面あり」にチェックを入れます。

※代理人が申請する場合、委任状の送付が必要になり、チェックを入れる必要があります。

⑮ 「供託通知書の発送を請求する」にチェックを入れます。

※供託通知書の送付を請求する場合は、⑯で送付する「余白に申請番号を付記した正本返信用封筒（宛名と切手を貼ったもの）」とともに差出人供託者、宛先被供託者とする封筒（宛名と切手）又は切手のみを供託所に送ってください。

⑯ 「書面の供託書正本の送付（注）を請求する。」にチェックを入れます。

※書面の供託書正本の送付を請求する場合は、「余白に申請番号を付記した正本返信用封筒（宛名と切手を貼ったもの）」を供託所に送ってください。

※「到達通知を印刷したもの」を同封した場合には、封筒に申請番号の付記は不要となります。

「次へ」をクリック

## Step 1-2 入力内容の確認

### 供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		旭川地方法務局	
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号	
	氏名又は法人名	旭川太郎	会社法人等番号（供託者） <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）		会社法人等番号（代理人） <small>※登記された法人の場合は入力をお願いします。</small>
被供託者の住所・氏名		北海道旭川市宮前1条3丁目1番	
		氏名又は法人名	法務花子
法令条項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。</li> <li>○ 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）。</li> </ul>			
民法第494条			
供託の原因	契約内容	借借の目的物	北海道旭川市宮前1条3丁目3番 1階
		賃料	月 10000 円
		支払日	毎月末日まで
		支払場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被供託者住所 ○ 供託者住所</li> <li>○ その他( )</li> </ul>
供託不払額			
令和8年10月分			

<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。	
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。  <small>複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。（複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。）          ※入力方法 半角12桁で入力し、'/'（ハイフン）は入れないでください。          （記載例）123456789010          また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。</small>	会社法人等番号・複数入力用
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。</li> <li>○ 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。</li> </ul> <small>(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、逓信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。</small>	
備考	
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号： <small>（申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）</small>

連絡先情報

氏名	法務太郎
連絡先電話番号	XXXXXXXXXX

確定

戻る（申請書作成）

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）

※電子納付を行う際に必要となります。

コウヤマシヨウジカブシキカイシャ

確定

戻る（申請書作成）

名前又は会社名をカタカナで入力し、「確定」をクリックします。  
 ※オンライン申請の場合は「電子納付」の方法により納付します。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。  
 ※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託  
 【手続名】 供託（金銭）給与債権執行【かんたん】  
 【申請書様式】 供託書（金銭供託）（4）給与債権執行【かんたん】

送信実行

戻る（納付情報入力）

申請情報に誤りがなければ、「送信実行」をクリックし、供託所へ申請を送信します。

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。  
 該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。  
 詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、右上のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信後、「処理状況を確認する」をクリックします。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)   
 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

証明書請求メニューへ

供託申請メニューへ

申請情報を印刷する場合、該当事件をクリックして申請情報を表示させて右クリックにて、印刷してください。

「到達通知」をクリックし、到達通知の内容を確認します。

※「到達通知」が表示されるまで少々時間がかかります。

Step1 処理状況照会 >>> Step2 照会内容確認（到達通知）

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認願います。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】
到達日時	2011年9月28日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

戻る（処理状況照会）

到達通知の内容が表示されるので、画面内を右クリックして「印刷」をクリックし、印刷をします。  
 ※ここで印刷したものを供託書正本を送付するための封筒とともに供託所（法務局）へ送付してください。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」ボタンが表示されましたら、「お知らせ」をクリックし、内容を確認します。  
 ※お知らせボタンが表示されるまでにお時間がかかります。

◎添付書面の送付に関する「お知らせ」の場合は、到達通知、供託書正本及び供託通知書を送付するための返信用封筒とともに申請情報が到達してから5日以内に到達するよう供託所（法務局）へ送付してください。

確認後、「戻る（処理状況照会）」をクリックして戻ります。

※添付書類は期限内に送付してください。

返信用封筒みほん



◎補正に関する「お知らせ」の場合は、13ページ「4. 供託申請を補正する」をご確認ください。

◎取下に関する「お知らせ」の場合は、14ページ「5. 供託申請を取り下げる」をご確認ください。

添付書類が供託所（法務局）に送付され、内容の審査が完了すると「お知らせ」と「納付」ボタンが表示されるので、「お知らせ」の内容を確認します。  
 その後、「納付」をクリックします。

<申請・請求情報>	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】

▶インターネットバンキング又はペイジー等を利用し、電子納付の手続を行ってください。

1	発行日時	2011年9月28日14時35分	インターネットバンキングを利用して納付 <input type="button" value="電子納付"/> (金融機関種別選択画面にリンクします) 「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は <a href="#">「ポップアップブロック機能の設定」</a> をお試しください。 ※ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は 左記の情報が必要となります。
	納付状況	未納付	
	領収年月日		
	収納機関番号	00100	
	納付番号	1317188279390116	
	確認番号	288220	
納付額	50,000円		
納付期間最終年月日	2011年10月5日		

[戻る（処理状況照会）](#)

納付情報が表示されるので、内容を確認します。納付期限を確認の上、期限内に納付してください。  
 期限内に納付しないと供託は失効します。

※ペイジー対応のATMにて納付する場合は、「収納機関番号」等を使用するので、この画面を右クリックで印刷します。

### 3 電子納付の方法

電子納付の方法は、ゆうちょ銀行などの「ペイジー対応のATMによる方法」と「ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法」の2つがあります。

#### ①ペイジー対応のATMによる方法



ATM画面の「料金払込(ペイジー)」ボタンを押してください。



ATMの「ペイジー」ボタンを押して、画面の案内に従って  
**【収納機関番号】**  
**【納付番号】**  
**【確認番号】**  
 を入力し、納付してください。

#### ②ペイジー対応のインターネットバンキングによる方法

＜申請・請求情報＞	
申請番号	20110928002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭) 地代家賃弁済【かんたん】

▶インターネットバンキング又はペイジー等を利用し、電子納付の手続を行ってください。

1	発行日時	2011年9月28日14時35分	インターネットバンキングを利用して納付 <b>電子納付</b> (金融機関種別選択画面にリンクします) 「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は <a href="#">「ポップアップブロック機能の設定」</a> をお試しください。 ※ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は 左記の情報が必要となります。
	納付状況	未納付	
	領収年月日		
	収納機関番号	00100	
	納付番号	1317188279390116	
	確認番号	288220	
	納付額	50,000円	
納付期間最終年月日	2011年10月5日		

[戻る \(処理状況照会\)](#)

上の画面において、「電子納付」をクリックすると、「e-Gov (イーガブ)」のホームページに接続されるので、画面の指示に従って、電子納付を行います。

入金後、供託所(法務局)で納付を確認次第、供託書正本・供託通知書を作成します。供託書正本・供託通知書は、お客様が送付した「送付用封筒(切手の貼付をお願いします)」により、お客様・被供託者の元へ送付いたします。

## 4 供託申請を補正する

供託申請送信後に、申請内容に不備があった場合、供託所から補正の連絡が「お知らせ」に届きます。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件:	申請番号(完全一致)	<input type="text"/>	検索
	処理状況確認番号(完全一致)	<input type="text"/>	

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
<a href="#">供託(宝飾) 現代家賃井原【かんたん】</a>	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<a href="#">到達通知</a>	<a href="#">お知らせ</a>	<a href="#">納付</a>	<a href="#">再利用</a>

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

「お知らせ」をクリックして、補正すべき内容を確認します。

補正すべき内容を確認後、「再利用」をクリックし、指摘箇所を補正をします。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。  
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。  
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)

氏名	札幌太郎
連絡先電話番号	<input type="text"/>

[次へ](#)

[戻る\(供託申請メニュー\)](#)

「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。」のチェックボックスのチェックを入れ、「補正対象申請番号」に補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力します。

「次へ」とクリックし、内容を確認の上、「送信実行」をクリックしてください。これで補正申請は完了です。

## 5 供託申請を取り下げる

### 供託申請メニュー

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、  
資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが  
必要となりますので、御注意ください。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替国債）その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

「登記・供託オンライン申請システム」のトップページの「供託かんたん申請」をクリックし、ログイン後、「取下書【かんたん】」をクリックします。

### 供託所選択

都道府県を選択後、表示された供託所一覧から供託所を選択してください。

#### 都道府県選択

##### 北海道地方

[北海道](#)

##### 東北地方

[宮城](#) [福島](#) [山形](#) [岩手](#) [秋田](#) [青森](#)

##### 関東甲信越地方

[東京](#) [神奈川](#) [埼玉](#) [千葉](#) [茨城](#) [栃木](#) [群馬](#) [静岡](#)  
[山梨](#) [長野](#) [新潟](#)

##### 中部地方

[愛知](#) [三重](#) [岐阜](#) [福井](#) [石川](#) [富山](#)

#### 供託所選択

▶ 供託所の詳細はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
4300	札幌法務局
4301	札幌法務局岩見沢支局
4302	札幌法務局滝川支局
4500	<a href="#">旭川地方法務局</a>
4501	旭川地方法務局名寄支局
4502	旭川地方法務局留萌支局
4503	旭川地方法務局稚内支局

「供託所選択」をクリックし、申請を行った供託所(法務局)を選択します。ここでは、「北海道」→「旭川地方法務局」をクリックします。



## Step 1-1 申請情報の入力

### 取下書

提出する書面	提出する書面を選択してください。 <input checked="" type="radio"/> 取下書を提出する。 <input type="radio"/> 補正した取下書を再提出する。	
供託所の表示	旭川地方法務局	供託所選択
申請者の住所・氏名	住所又は法人所在地	北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号
	氏名又は法人名	旭川太郎
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 
取下する申請番号	2024000000000000	
取下する申請様式	供託書（金銭供託）地代家賃弁済	
取下理由	12月分の家賃について、債務の発生していない10月に申請してしまったため。	

「申請者の住所・氏名」、「取下する申請番号」、「取下する申請様式」、「取下理由」を入力します。

※申請者の住所・氏名は登録した申請者情報の内容が自動表示されます。

供託申請した時と同じように、本店・会社名・代表者の資格氏名に修正してください。

取下理由		
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり		
備考		
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号	
	(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)	
連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）		
氏名	札幌太郎	
連絡先電話番号	[REDACTED]	

次へ

戻る (供託申請メニュー)

「次へ」をクリックします。

## Step 1-2 入力内容の確認

供託所の表示		札幌法務局
申請者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務太郎
	代表者（資格・氏名） 又は 代理人（住所・氏名）	
取下する申請番号	202000000000000000	
取下する申請様式	供託書（金銭供託）地代家賃弁済	
取下理由	4月分について、債務の発生していない2月に申請してしまったため。	
□ 送付する添付書面あり		
備考		
□ 補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。		補正対象申請番号： （申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、 補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。）

入力内容を確認し、「確定」をクリックします。

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。  
※「送信実行」ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】	供託
【手続名】	取下げ【かんたん】
【申請書様式】	取下書【かんたん】

送信実行
戻る（申請書作成）

入力内容に誤りがなければ、「送信実行」をクリックします。  
※送信実行以降は、申請データの修正ができませんのでご注意ください。

内容の審査が完了すると、処理状況が「手続終了」及び「取下完了」と表示されます。

これで取下げの手続が完了です。

※返却書類がある場合は、切手を貼付した返信用の封筒を送ってください。

## 6 2回目以降に継続的に供託申請をする

2回目以降の申請の場合は、申請情報を作成する際に、前回の申請情報を再利用することができます。

### 登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 **大** **中** **小**

#### 登記ねっと 供託ねっと

<b>トップページ</b>	登記・供託オンライン申請システムとは	登記ねっと	供託ねっと	ダウンロード (ソフトウェア) (操作手引書)	オンライン申請 ご利用上の注意	FAQ お問い合わせ	サイトマップ
---------------	--------------------	-------	-------	-------------------------------	--------------------	---------------	--------

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで **運転状況**

#### 各種サービス

<b>かんたん証明書請求</b>	<b>供託かんたん申請</b>	<b>処理状況照会</b>	<b>商号調査</b>	<b>申請用総合ソフト</b>
オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。	オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。	申請・請求に対する電子納付や処理状況の確認ができます。	既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。	登記申請や印鑑証明書の請求等その他の手続は、申請用総合ソフトをご利用ください。

「登記・供託オンライン申請システム」のトップページへアクセスし、「供託かんたん申請」をクリックします。

### ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

**ログイン** 戻る(トップページへ)

[▶パスワードをお忘れの場合](#) [▶申請者IDをお持ちでない場合](#)

初めてご利用の方は、画面右上の「ヘルプ」をご確認ください。

※登記情報検索サービスを調度で使用すること等によって、登記・供託オンライン申請システムの運用に支障を及ぼす又はそのおそれがあると認められた場合には、本サービスの使用を中断することがあります。

申請者ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

## 処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

「処理状況を確認する」をクリックします。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)

処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。  
 ※電子納付等に関する留意事項については、[こちら](#)をご覧ください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭) 貸付家賃控還【かんたん】	20110928002393001	2011/09/28 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再活用"/>

[証明書請求メニューへ](#)

[供託申請メニューへ](#)

前回の供託事件について、「再活用」ボタンをクリック。

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務太郎
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	札幌市北区北8条西2丁目
	氏名又は法人名	法務花子
法令条項	<input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年3月31日以前である。 <input type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日(又は直近の合意更新日)が2020年4月1日以降である (「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。) 民法第494条	
供託の原因たる事	賃借の目的物	札幌市北区北8条西2丁目 1階
	賃料	月10000
	支払日	毎月末日まで
	支払場所	<input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( )
供託する賃料		令和 2 年 4 月分

■ ※前回の供託の申請の際に、補正申請をしている場合、再利用すると、前回補正した際の補正対象申請番号が入力されたままになっているので、補正チェックボックスと補正対象申請番号を削除した上で申請してください。

前回の申請書情報が表示されるので、「供託の原因たる事実欄」中、「何月分の賃料」など、必要な箇所を修正します。

以降の手続は、初回の場合(P9～入力内容の確認)と同じです。

## 申請に困ったら…

申請方法や供託に関するお問い合わせについては、お近くの法務局へお問い合わせください。

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号  
旭川地方法務局供託課 (TEL 0166-38-1167)

〒096-0011 名寄市西1条南11丁目1番地5  
旭川地方法務局名寄支局 (TEL 01654-2-2349)

〒094-0015 紋別市花園町2丁目2番4号  
旭川地方法務局紋別支局 (TEL 0158-23-2521)

〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地  
旭川地方法務局留萌支局 (TEL 0164-42-0492)

〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号  
旭川地方法務局稚内支局 (TEL 0162-33-1122)

## システムの操作に関するお問い合わせ

「登記・供託オンライン申請システム」の操作に関するお問い合わせについては、「登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク」へお問い合わせください。

電話によるお問合せ

**050-3786-5797**

月曜日から金曜日まで8時30分から19時まで  
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

メールフォームによる  
お問合せ

[https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq\\_contact.html](https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq_contact.html)

- ① 「FAQ・お問い合わせ」画面から
- ② 「システムの操作に関するお問い合わせ」をクリック
- ③ 「メールフォームはこちら」をクリックし、指示に従い送信してください。

